

行政経営会議の内容

件 名	大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部改正について
所 管 部	未来政策部
日時・場所	令和7年11月21日（金） 9：55～10：10 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、未来政策部長、総務部長、市民経済・にぎわい創出部長、環境共生部長、健幸・スポーツ部長、あんしん福祉部長、こども部長、まちづくり部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、政策総務課長、財政課長
提 出 理 由	大和市寄附条例及び大和市基金条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正内容の寄附の現年度事業への充当とは具体的にどのようなことか。 (所管部) 寄付金は一度基金に積み立てるのが原則だが、特にこの事業に使って欲しいという思いを持つ方には、その希望に応じ、基金に積み立てずに直接現年度の該当する事業へ充当する形で柔軟に対応していきたいと考えている。寄附者の思いを丁寧に汲み取っていきたい。 ・再編後の寄附を活用する事業の一つに「教育充実・奨学金給付事業」があるとのことだが、その名称について、現行の寄附条例において対応する事業は「学校教育の充実に関する事業」であり、「教育」の前に「学校」が付いて「学校教育」となっている。再編後も「教育」の前に「学校」を付け、「学校教育の充実・奨学金給付事業」とした方が良いのではないか。 (所管部) 今回の改正は、細分化されていた寄附を活用する事業を再編するもの。ふるさと納税のポータルサイトを通じた寄附を意識し、寄附の使い道をなるべく分かりやすく、簡潔に示すことを狙っている。例えば、同じく再編後の寄附を活用する事業の一つである「市民生活・商工農・まちづくり事業」は想定する事業が多岐に亘っているものの、全てを名前に含めるとポータルサイトから寄附する方にとって分かりにくくなると考えシンプルな名称にした。ご指摘の事業についても同じ様な考え方からこのような表記にした。 ・「教育」という言葉は、学校教育だけでなく社会教育、家庭教育も含む言葉である。再編後の寄附を活用する事業の一つである「教育充実・奨学金給付事業」における「教育」という言葉は学校教育を指すということで良いか。 (所管部) その通りである。
会議結果	案のとおり、進めていく。